

令和3年12月17日
政策経営部財政課

子育て世帯及び住民税非課税世帯等への給付にかかる補正予算案の編成について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給にかかる経費については、第4回定例会において、すでに補正予算を計上したところである。

一方で、子育て世帯への臨時特別給付のうち、5万円相当のクーポンを基本とした給付や住民税非課税世帯等に対する給付金については、現在、国の臨時国会において、補正予算案の審議が行われており、国の補正予算成立後、区として速やかに補正予算案の編成を行う。

1. 給付事業の概要

(1) (仮称) 子育て世帯への臨時特別給付

児童を養育している者の年収が960万円※以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

※扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安

①子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）第6次補正予算 4,415百万円
子ども1人当たり5万円の現金を給付（対象児童85,573人 57,000世帯見込）
中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に給付を行う。

②5万円相当のクーポンを基本とした給付

来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付（地方自治体の実情に応じて、現金給付も可）を行う。（対象児童85,573人 57,000世帯見込）

区は現金による給付を行うこととし、国の補正予算成立後、①の先行給付金と合わせ、年内の10万円の一括給付（児童手当受給世帯を対象）を目指し、補正予算案を編成する。

<想定の間算経費>

約43億円程度（うち事務費 500万円程度を想定）

(2) (仮称) 住民税非課税世帯等に対する給付金

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

（対象世帯 約11万世帯見込）

国の補正予算成立後、(1)②と合わせ、補正予算案を編成する。

<想定の間算経費>

約110億円～120億円程度を想定

<裏面あり>

2 今後のスケジュール（予定）

- 1 2月下旬 国の補正予算成立（12/20の見込み）
補正予算案の決定
補正予算案を提案予定
先行給付金と合わせ、年内に10万円を一括給付
（児童手当受給世帯を対象）

- 1月下旬以降 児童手当受給世帯以外の対象者へ先行給付金と合わせて10万円を一括給付
（仮称）住民税非課税世帯等に対する給付金 通知発送、給付開始